

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現 状

(1) 職種ごとの平均年齢・職員数・平均給与等及びそれに類似する民間従業員のデータ

区 分	長 野 県				民 間			
	平均 年齢 (歳)	職員 数 (人)	平均給料 月額(円)	平均給与 月額(円)	民間の類似職種	平均 年齢 (歳)	平均給与 月額(円)	
全 体	47.1	662	336,000	374,200	-	-	-	
うち 主な 職種	庁務技師	47.5	259	339,000	376,400	用務員	53.9	227,200
	給食技師	46.3	62	326,900	368,300	調理士	41.7	251,500
	道路技師	46.7	59	327,600	367,500	建設機械運転工	53.7	308,900
	通信技師	47.8	46	336,000	358,500	内線電話交換手	41.2	221,600
	運転技師	48.6	36	340,900	392,400	自家用自動車運転者	56.3	237,700

長野県データは、平成 19 年 4 月 1 日現在のものです。(臨時的任用職員は含まない。)

民間データは、賃金構造基本統計調査(賃金センサス)において公表されているデータを使用しています。
(用務員、調理士及び自家用自動車運転者は平成 16~18 年の 3 か年平均、建設機械運転工は平成 17~18 年の
2 か年平均、内線電話交換手は平成 14~16 年の 3 か年平均)

対象職員には、企業局の技能労務職員(12 人)を含みます。

「平均給与月額」とは、給料のほか扶養手当、超過勤務手当など、月ごとに支払うこととされている全ての
諸手当を含んだ額です。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において必ずしも一致
しているものではないので、単純に比較するのは困難です。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数・平均給与

ア 職種ごとの年齢別職員数

(単位:人)

区 分	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	計
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
全 体	1	2	16	61	77	82	111	93	92	98	29	662
庁務技師		1	5	20	27	29	51	40	41	36	9	259
給食技師			2	7	8	6	12	13	5	8	1	62
道路技師			1	8	6	10	7	9	6	8	4	59
通信技師				6	5	10	4	4	4	9	4	46
運転技師				2	8	1	6	5	1	11	2	36

イ 年齢別の平均給与

年齢区分	職員数(人)	平均給与月額(円)	年齢区分	職員数(人)	平均給与月額(円)
28～31歳	16	245,400	48～51歳	93	416,700
32～35歳	61	280,800	52～55歳	92	442,100
36～39歳	77	316,200	56～59歳	98	453,600
40～43歳	82	345,800	60～63歳	29	224,500
44～47歳	111	387,400	計	662	374,200

対象となる職員数が5人以上の区分について表記。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表を適用（国の行政職俸給表(1) 1級～4級相当）

ただし、中学卒の労務職員のうち経験年数が3年未満の者については労務職給料表（国の行政職俸給表(2) 1級1号俸～17号俸相当）を適用

イ 手当

技能労務職員に支給される特殊勤務手当は次のとおりです。

手当の名称	対象職員	対象作業	日額
感染症防疫等作業手当	保健所の動物保護管理技師	狂犬病予防に係る犬の捕獲又は処分の作業に従事したとき	400円
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場の農林技師	種雄牛馬豚の自然交配または精液の採取の際に当該種雄牛馬豚を御する作業に従事したとき等	300円 ほか
有害物取扱手当	果樹試験場の農林技師等	有毒物を農作物または果樹の病虫害の防除等のために散布する作業に直接従事したとき等	300円 ほか
特殊現場作業手当	建設事務所の道路技師等	足場の不安定な斜面における背負い草刈機による刈払い作業に従事したとき等	400円 ほか
道路作業手当	建設事務所の道路技師	道路の除雪作業または交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業に従事したとき	300円
取水口危険作業手当	水道管理事務所の水道技師等	取水門において行うごみ除去の作業に従事したとき等	500円
車両整備手当	整備工場の自動車整備士	警察車両の整備作業に従事したとき	220円

ウ 昇給基準

一般職員に準じ、勤務成績に応じて毎年1月1日に4号俸（55歳を超える場合は2号俸）を標準として昇給。ただし、平成21年度までは1号俸抑制。

2 基本的な考え方

平成 18 年度には技能労務職員を含む全職員の諸手当について抜本的な見直しを行うとともに、職務・職責に応じた給与格付の是正を行うなど、これまでも給与の適正化に向けた取組を順次行ってきたところですが、技能労務職員の給与については、今後も一層、地域民間の同一又は類似職種に従事する者との均衡に留意しながら、国及び他の都道府県の状況も踏まえたうえで、適正化に向けて引き続き見直しに取り組んでいきます。

また、技能労務職については、これまで可能な範囲で業務の民間委託を行うとともに、平成 16 年度以降は新規職員の採用を行わないなどしてきましたが、平成 19 年 10 月に長野県行政機構審議会に、民間で行うことが可能な業務は原則として民間で行うことを基本に、民間との協働等によって県の行政機構の合理化を図る上で必要な措置について諮問したところです。今後、審議会に設置した民間協働専門部会の状況も踏まえたうえで、技能労務職員が行っている現在の業務のあり方についても見直しに取り組んでいきます。

3 具体的な取組内容

(1) 給与についての取組

ア これまでの取組

給与の適正化に向けたこれまでの主な取組内容は、次のとおりです。

項目	実施年度	取組内容
給料表に関する事項	平成 18 年度	給与構造改革により給料を平均 5 % 程度引き下げ
手当等に関する事項	平成 18 年度	給料の調整額の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体汚染物取扱い(県立病院ほか) ・ エックス線照射補助(保健所) ・ 動物管理業務従事者(動物愛護センター) ・ 病院勤務職員(県立病院) ・ 狂犬病予防作業従事者(保健所) 支給額を削減のうえ、日額特殊勤務手当化
		特殊勤務手当の見直し 【廃止した手当】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早朝勤務手当 ・ 自動車運転手当 ・ 児童等指導補助手当 ・ 浄水危険作業手当 ・ 管路内作業手当 ・ 発電機保守作業手当 【支給額を削減した手当】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 種雄牛馬豚等取扱作業手当 ・ 有害物取扱手当 ・ 特殊現場作業手当 ・ 道路作業手当 ・ 取水口危険作業手当
昇給に関する事項	平成 17 年度	退職時特別昇給の廃止
	平成 18 年度	職務・職責に応じた給与格付の適正化(わたりの是正) 満 55 歳を超える職員の昇給抑制

イ 今後の取組

平成 20 年度には、県人事委員会に対して職種別民間給与実態調査を行う際に、技能労務職員と同一又は類似の職種に従事する民間従業員のデータ収集を十分行うよう依頼するなどし、民間給与の実態把握にさらに努めるとともに、本県の技能労務職員の給与についても、正規の職員のほか、実際の業務に当たっている臨時的任用職員、嘱託員などの職員の現状等も考慮のうえ精査し、実態の分析に努めます。

その結果を踏まえて、十分な比較・検討を行ったうえで、国及び他の都道府県の状況も考慮しながら、技能労務職員の給与の適正化に向けて必要な見直しを行っていきます。

(2) 業務のあり方等についての取組

ア これまでの取組

(ア) 業務の見直し

これまでも民間委託等において実施が可能な業務については民間委託等を実施してきました。これまでの主な取組内容は、次のとおりです。

実施年度	取 組 内 容
平成 16 年度	議員公舎の受付、清掃等の業務を民間委託
	須坂病院の給食業務を民間委託
平成 17 年度	ガス事業の民間への譲渡によりガス業務を廃止
平成 18 年度	東京事務所の運転業務を廃止
	本庁部局長車の運転業務を縮小
	松本青年の家、小諸青年の家の閉所により庁務業務を廃止
平成 19 年度	稲荷山養護学校の給食業務を民間委託

(イ) 職員数の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
職員数(人)	902	877	857	829	806	771	754	706	691	662
指数	100.0	97.2	95.0	91.9	89.4	85.5	83.6	78.3	76.6	73.4

- ・ 採用の抑制、退職者の増加により、最近 10 年間で約 3 割減少しています。
- ・ 平成 11 年度以降は、毎年の採用者数を若干名とし、平成 16 年度以降は新規採用をしていません。
- ・ 「指数」は平成 10 年度の職員数を 100 とした場合の指数

イ 今後の取組

(ア) 業務の見直し

平成 20 年度には、以下の業務の見直しを実施します。

- ・ 駒ヶ根病院の給食業務を民間委託
- ・ 工業技術総合センターの繊維関係業務を廃止

さらに、民間でできることは民間に任せることを基本として長野県行政機構審議会民間協働専

門部会で県が行っている業務のあり方・範囲の見直しについての審議の状況を踏まえ、その答申に基づいて技能労務職員が行っている現在の業務のあり方についても総合的な点検を実施し、民間委託等必要な見直しを行っていきます。

長野県行政機構審議会の状況

平成 19 年 3 月 行財政改革プランを策定し、民間で実施可能な業務は原則として民間で行う方針のもと、業務の見直し及び人員削減に取り組むこととしました。

平成 19 年 10 月 上記プランを受けて長野県行政機構審議会に、民間との協働等による県の行政機構の合理化について諮問しました。

平成 19 年 11 月 審議会に民間協働専門部会を設け専門的に審議をすることとしました。

現 在 民間協働専門部会において審議中

平成 20 年 夏 答申予定

(イ) 職員数の見込み

長野県行政機構審議会民間協働専門部会において審議が行われている間は、採用の停止を継続する方針です。(平成 20 年 4 月採用の技能労務職員は募集していません。)

審議会の答申の内容によって、業務の見直しを進め、職員数はさらに減少する見込みです。